

1 級 学科試験

コンテンツ専門業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとして扱います。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2021年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

- 1 広告代理店X社は、飲料水メーカーY社から、Y社が製造販売するお茶のイメージキャラクターとしてキャラクターAを制作し、キャラクターAを使用した広告キャンペーンを実施することを委託された。問1～問2に答えなさい。

問1

X社のディレクター甲は、Y社キャンペーンサイトにおいてキャラクターAの絵柄を公表した後に、キャラクターAを利用したイラストを一般に募集し、キャンペーンサイトに掲載するとともに、人気投票の結果、上位に入賞したイラストの作者には賞品、さらに応募者全員にお茶をプレゼントするという広告キャンペーンを行うことを検討している。甲とX社の法務担当者乙が、この広告キャンペーンを実施するにあたり注意すべき点について会話をしている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。(この問題には選択枝エはない)

- ア 甲 「キャラクターAの絵柄の制作はフリーのイラストレーター丙にも依頼したいと思います。その場合、キャラクターAを第三者に利用させることについて、丙に対して何らかの権利処理が必要ですか。」
- 乙 「X社と丙との間でキャラクターAの絵柄の著作権をX社に譲渡する契約を結べば、キャラクターAを第三者に利用させることについては、一切の問題が生じません。」
- イ 甲 「キャラクターAの著作権がX社に帰属していることを前提とした場合、キャラクターAを描いて応募されたイラストの著作権もX社に帰属すると考えてよいですか。」
- 乙 「キャラクターA以外の絵柄などが書き加えられているイラストの場合には、直ちにX社に著作権が帰属するとはいえません。応募者に著作権が生じないようにするには、キャラクターAを翻案や変形せず、キャラクターAの複製となるよう、キャラクターAの線画をダウンロードできるようにして、着色するだけの『塗り絵』を応募させる方法にすればよいと考えます。」
- ウ 甲 「イラストにキャラクターA以外の絵柄も入れてよいということにしたい場合、実際に応募された作品を確認して、応募者ではない第三者の著作権を侵害するおそれのある絵柄についてはキャンペーンサイトには掲載しないという募集要項にすればいいですか。」
- 乙 「応募者ではない第三者の著作権を侵害するおそれがあるか否かを判定することは困難です。当該判定を誤って当該イラストを送信可能化したような場合、X社が著作権侵害の主体とされる場合があります。」

問2

X社では、キャラクターAを、自社が著作権を有するキャラクターとしてY社のキャンペーン以外でも起用される人気のキャラクターに育てたい方針である。ア～エを比較して、X社の方針を前提としてX社がY社とキャラクターAに関する契約を締結するにあたってのX社の法務担当者乙の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社との間の契約においては、キャラクターAの著作権がX社に帰属していることを明記し、その上で、Y社はキャラクターAをお茶の販促等において非独占的に使用できることとするのがよい。
- イ Y社は、キャラクターAのフィギュアを、お茶の「オマケ」として頒布したいと希望している。二次的著作物の著作権の帰属について明確にするため、当該フィギュアはX社が原型及び複製物を制作、製造した上、Y社に納入することとするのがよい。
- ウ Y社がキャラクターAを起用したCMを制作し、当該CMに使用するため、キャラクターAのテーマソングを制作することを予定している。この場合、当該テーマソングの制作費用はX社が負担し、原盤権をX社が保有することとするのがよい。
- エ キャラクターAの名称には、装飾品で有名なメーカーW社の著名なブランド名と同一の名称「B」が候補にあがった。W社は指定商品「指輪、ネックレス」についてのみ「B」の商標権を有していたので、「指輪、ネックレス」以外に「B」を使用するのであれば問題ない。

2 テレビ放送局X社、映画会社Y社及び出版社Z社の三者は、日本国内において、演劇公演Aを共同製作する。演劇公演Aは、小説Bを原作とし、その小説Bの著作権はZ社が管理している。X社のエンタメ事業局に所属するプロデューサー甲は、演劇公演Aについて、インターネットでのライブ配信（生配信）やアーカイブ配信（見逃し配信）、さらには映画館での上映や漫画化・アニメ化といったマルチユースに供することを検討している。甲はX社の法務部の部員乙に相談をしている。問3～問5に答えなさい。

問3

甲は、演劇公演Aを製作するにあたり、乙に相談をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「X社とY社とZ社の三者で締結する演劇公演Aの共同事業契約を検討しています。演劇公演Aにより生じた損益は、出資比率に応じて、三者で按分することを約しますが、Y社とZ社には演劇事業の経験がほとんどないので、演劇公演Aに係る業務はすべてX社で引き受けることとし、2社には出資金の支払のみをしてもらう予定です。」
- 乙 「演劇公演の共同事業契約については、映画やアニメの製作委員会契約とは異なり、金融商品取引法のことを考慮しなくてよいので、そのように取り決めたとしても、問題はありません。」
- イ 甲 「X社とZ社で締結する小説Bの原作使用許諾契約を検討しています。Z社は、小説Bの著作者との間で締結している著作権管理委託契約に基づき、その著作権を管理している由ですが、その著作権管理委託契約が何らかの事由で終了した場合、原作使用許諾契約も失効することになり、今後のマルチユースに支障が生じることになりませんか。」
- 乙 「はい。その場合、原作使用許諾契約も失効してしまうおそれがありますので、当該原作使用許諾契約において取り決めた条件で引き続き本公演のマルチユースができる旨の条項を入れておくべきです。」
- ウ 甲 「演劇公演Aの脚本は、協同組合日本脚本家連盟に所属する若手の脚本家にその執筆を依頼するつもりです。契約書等の書面を取り交わす必要はありませんね。」
- 乙 「はい。テレビ放送局と日本脚本家連盟との間には団体協約が存在しますので、いわゆる『下請法の3条書面』も含めて、契約書等の書面は一切必要ありません。」
- エ 甲 「演劇公演Aで使用する音楽は、ベテランの日本人作曲家にその作曲を依頼するつもりです。いわゆるグランドライツ（音楽を演劇的に演奏する権利）は発生しますか。」
- 乙 「日本の著作権法上グランドライツは発生しませんが、演劇公演のために作曲した音楽については、JASRACに信託譲渡する際に、グランドライツが発生したものとみなして、その管理委託範囲に含めるか否かを選択しなければならないという実務上の要請があります。今後のマルチユースを考慮すると、グランドライツも含めてJASRACに管理してもらうよう作曲家に依頼すべきです。」

問4

甲は、演劇公演Aを上演等するにあたり、乙に相談をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「演劇公演Aは、インターネットでライブ配信を行います。ライブ配信では、劇場での上演を複数のカメラで撮影し、シーン毎にカメラをスイッチした映像をお客様のパソコン等に配信します。このライブ配信用の映像は映画の著作物に該当しますか。」
- 乙 「配信と同時に消えていく性質のものですが、直後のアーカイブ配信（見逃し配信）のためにハードディスク等の固定物に固定することになりますので、映画の著作物に該当します。」
- イ 甲 「演劇公演Aは、インターネットでライブ配信を行い、その直後から1週間にわたり、アーカイブ配信を行います。テレビ放送局が製作するテレビドラマについては、いわゆるワンチャンス主義の適用はありませんが、このアーカイブ配信用の映像についてはどうですか。」
- 乙 「テレビ放送局が主体となって製作する映画の著作物については、テレビドラマはもとより、劇場用映画や今回のような配信用の映像であったとしても、ワンチャンス主義の適用はありません。」
- ウ 甲 「演劇公演Aは、インターネットでライブ配信を行います。その配信映像をお客様が屋外でスクリーンに投射して、多数の友人を集めて有料で鑑賞会を行った場合、著作権を侵害する行為に該当しますか。」
- 乙 「テレビ放送局により配信される著作物は、営利目的・有料であっても、同時に公に伝達することが認められますので、著作権を侵害する行為には該当しません。そのような行為については、利用規約において明示的に禁止しておくべきです。」
- エ 甲 「演劇公演Aは、インターネットでライブ配信を行い、さらにアーカイブ配信を行います。また、演劇公演Aの劇中では、既成楽曲のレコード音源の一部を効果音として使用します。演劇公演Aをライブ配信・アーカイブ配信することについて、そのレコード音源の権利処理はどうすればよいですか。」
- 乙 「テレビ放送局とJASRACの間には包括契約が存在し、一括した使用許諾を得ていますので、そのレコード音源の権利処理は、JASRACに対して使用届を提出するだけで完了します。」

問5

甲は、演劇公演Aをマルチユース展開するにあたり、乙に相談をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「演劇公演Aを録音・録画した映像を編集し、いわゆるODS（Other Digital Stuff／映画以外のデジタル映像作品）として、映画会社Y社の系列劇場で配給上映する計画です。このODSの著作権者は誰になりますか。」
- 乙の発言1 「演劇作品は、脚本、演出、音楽、振付、舞台美術、照明プラン、歌唱、演奏といった様々なクリエイティブな要素の集合体であるとされ、日本の著作権法上は、米国の著作権法上の『演劇の著作物』のように、一個の独立した著作物とはされていません。従って、これらの要素の各著作権者が、そのODSの著作権者となります。」
- 甲 「このODSは、劇場配給が終了した後、ビデオグラム化してDVD等で発売する計画です。演劇公演Aの主演はレコード会社P社と専属契約しているミュージシャン丙ですが、P社からいわゆる専属解放料の支払を求められることはありませんか。」
- 乙の発言2 「丙は、P社と締結している専属実演家契約により、自らの歌唱等をP社以外のレコードやビデオグラム等のために録音・録画してはならない義務を負っている場合があります。そのことを根拠として、P社から専属を解放する手続と、いわゆる専属解放料の支払を求められる可能性があります。」
- 甲 「演劇公演Aを漫画化し、出版社Z社から出版する計画です。この漫画作品に登場する各キャラクターを演劇公演Aの各出演者の容姿に似せて描いた場合、各出演者から何らかの権利に基づく請求を受けることはありますか。」
- 乙の発言3 「漫画作品に登場する各キャラクターを演劇公演Aの各出演者の容姿に似せて描いたとしても、各出演者の実演を利用するわけではありませんので、各出演者から何らかの権利に基づく請求を受けることはありません。」
- 甲 「この漫画作品を原作としてアニメ番組を製作し、X社の深夜帯で地上波放送する計画です。このアニメ化について、出版社Z社に対し、小説Bの著作権に基づく許諾を得る必要はありますか。」
- 乙の発言4 「小説Bとアニメ番組の関係性を図示すると、『小説B→本公演の脚本→本公演→漫画→アニメ』となります。つまり、そのアニメは、小説Bのいわば五次的著作物になりますので、小説Bとの間に同一性が認められるとしても、Z社からは、小説Bの著作権に基づくアニメ化の許諾を得る必要はなく、漫画の著作権に基づく許諾のみで足ります。」

ア 発言1 イ 発言2 ウ 発言3 エ 発言4

- 3 Twitter社のSNSであるTwitterのリツイート（第三者のツイートを紹介ないし引用する，ツイッター上の再投稿）における著作権等侵害について争われた判決（知財高裁平成30年4月25日判決）に関し，問6～問7に答えなさい。

問6

ア～エを比較して，本判決におけるリツイート行為に関する説明として，最も適切と考えられるものはどれか。

- ア リツイートしたユーザーによる複製や自動公衆送信自体は行われていないと判断した。
- イ リツイートしたユーザーによる複製や自動公衆送信自体は間接的に行われていると判断した。
- ウ リツイートしたユーザーは複製や自動公衆送信の著作権侵害の主体であると判断した。
- エ リツイートしたユーザーは複製や自動公衆送信の著作権侵害のほう助者として判断した。

問7

ア～エを比較して，本判決における写真付きの投稿をリツイートした場合に関する説明として，最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 写真の一部が表示されなかったり，氏名表示が消えてしまったりしても，SNS機能の技術的な問題であるので，著作者人格権侵害にはならない。
- イ クリックして写真の全部が表示され，氏名表示がされていれば，著作者人格権侵害にはならない。
- ウ 写真が全部表示され，氏名表示がされていても，著作者人格権侵害になる。
- エ 写真の一部が表示されなかったり，氏名表示が消えてしまったりすると，著作者人格権侵害になる。

- 4 放送局X社は、X社を幹事会社として製作委員会を組成し、劇場用実写映画である映画Aを製作することとなった。問8～問9に答えなさい。

問8

X社のプロデューサー甲と法務担当者乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「映画Aの中で登場するレストランに、演出上の効果を狙って、現在も活動している巨匠である画家の絵画を飾ることにしました。主人公を中心にし、背景に絵画が鮮明に大きく映った状態で撮影しようと思います。何か権利処理が必要ですか。」
- 乙 「主人公を中心にし、背景に絵画を映すだけですから、絵画は軽微な構成部分といえそうです。従って、分離の困難性などに関係なく、付随対象著作物の利用に該当し、この画家から許諾を得る必要はありません。」
- イ 甲 「映画Aを撮影する際、撮影監督の他に、アシスタントが、フリーの映画制作のスタッフとして参加し、現場を仕切っていました。このアシスタントとは契約書等の書面を作成しない予定です。映画のエンドロール等にこのアシスタントのクレジット表記をしなくても問題ないですか。」
- 乙 「映画の著作物の著作者になるかどうかは、明確性の観点から、現場での実際の役割等に基づき実質的に判断するのではなく、形式的に肩書で判断します。従って、このアシスタントは著作者とはならないため、氏名表示権が発生せず、クレジット表記をしなくても問題ありません。」
- ウ 甲 「映画Aでは、完成した映像につき、一般財団法人映画倫理機構の審査等を理由とする改変の可能性があります。映画の著作物の著作者となる映画監督丙と契約を締結する予定ですが、その際に何か気を付けることはありますか。」
- 乙 「映画監督丙が、映画製作者に対し映画Aの製作に参加することを約束している場合には、映画Aの著作権は映画製作者へ帰属します。そうだとした場合、映画監督丙には、映画の著作物の著作者として著作者人格権があり、同一性保持権が認められますので、著作者人格権の不行使特約やクリエイティブ・コントロールに関する条項を検討する必要があります。」
- エ 甲 「映画Aの制作については、制作会社Y社に制作業務を委託します。制作業務委託契約書の中で著作権の帰属に関する条項は必要ですか。」
- 乙 「映画の著作権の帰属主体となる映画製作者とは、映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいい、具体的には、映画の企画を行い、映画の製作費を拠出している者がこれに該当します。本件では、X社を幹事会社とする製作委員会が、映画Aの企画を行い、映画Aの製作費を拠出しているため、映画製作者となり、映画Aの著作権の帰属主体となります。ですので、著作権の帰属条項は特段不要です。」

問9

映画Aについては、劇場上映以外にも二次利用することを予定している。X社のプロデューサー甲と法務担当者乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「映画Aには、俳優丁が出演しています。映画AをDVD化する場合には、俳優丁との関係ではどのような権利処理が必要ですか。」
- 乙 「いわゆるワンチャンス主義により、俳優丁の許諾を得て録音・録画された実演については、著作隣接権が働かなくなるので、DVD化することにつき俳優丁の許諾を得る必要はありません。俳優丁の実演家人格権についても同様です。改変やクレジット表記などについて、俳優丁の権利はありませんので、実演家人格権の不行使特約は不要です。」
- イ 甲 「映画Aでは、その劇中に、ミュージシャン戊が作詞・作曲を行ったオリジナル楽曲Bを使用し、アーティスト己が歌唱するシーンがあります。映画AをDVD化する場合には、アーティスト己についてどのような権利処理が必要ですか。」
- 乙 「実演家による実演のうち、歌唱の場合にはワンチャンス主義の適用がないとされています。従って、アーティスト己の著作隣接権について、権利処理が必要です。」
- ウ 甲 「映画Aでは、脚本家庚が脚本Cを制作し、脚本Cの著作権を有しています。映画AをDVD化する場合には、脚本Cの著作権に関してどのような権利処理が必要ですか。」
- 乙 「映画Aは脚本Cの二次的著作物となるので、脚本家庚が映画AのDVD化に関しても許諾権を有しています。従って、脚本家契約において別段の合意がない限り、DVD化についての利用の許諾を得る必要があります。」
- エ 甲 「映画Aでは、劇伴音楽（映画やテレビドラマの場面に合わせて映像の背景に流す音楽）として、作曲家辛が作曲し著作権を有する楽曲Dが使用されています。作曲家辛はJASRACの会員ではありません。映画AをDVD化する場合には、楽曲Dの著作権に関してどのような点に留意すべきですか。」
- 乙 「作曲家辛から、著作権の買取処理を行う必要があります。この場合において、著作権法第27条及び同第28条についても特掲してその譲渡を受けているときは、著作者人格権も働かなくなります。そうすると、DVD化する際には、作曲家辛の許諾を得ずに、改変することもクレジット表記を省略することもできます。」

- 5 システム会社X社は、動画配信システムの新規開発にあたって、日本国外のシステム会社Y社との技術提携を検討している。X社は、Y社との協業を具体的に検討するために、次の英文の秘密保持契約案を作成している。問10～問12に答えなさい。

Confidentiality Agreement

This confidentiality agreement (this “Agreement”) is entered into as of July 31 2021(“Effective Date”), by and between X Inc. and Y Inc. regarding the confidentiality of the information disclosed to each other for the purpose of considering the possibility of an alliance between X Inc. and Y Inc.(the “Transaction”) and of executing an obligation created by the contract in relation to the Transaction (the “Purpose”).

Article 1 (Confidential Information)

For the purpose of this Agreement, “Confidential Information” means all information disclosed by one party (“Disclosing Party”) to the other party (“Receiving Party”) for the Purpose in any manner or media, whether in writing, or orally. However, the following information shall not constitute Confidential Information.

- (i) Any information that is already in the public domain as of the date of disclosure by Disclosing Party.
- (ii) Any information that is legally obtained by Receiving Party without being bound by any obligation of confidentiality from a third party who has a lawful right and is not bound by any obligation of confidentiality to Disclosing Party.
- (iii) Any information that is independently developed by Receiving Party without reference to or use of any Confidential Information.
- (iv) Any information that is already known to Receiving Party as of the date of disclosure by Disclosing Party.
- (v) Any information that has entered the public domain through no fault of Receiving Party after disclosure by Disclosing Party.

Article 2 (Obligation of Receiving Party)

1. Receiving Party shall appoint a person in charge of managing information and shall manage Confidential Information disclosed by Disclosing Party with due care.

(次ページに続く)

2. Receiving Party shall maintain in confidence Confidential Information and shall not disclose Confidential Information to a third party without the prior written consent of Disclosing Party, provided, however, that Receiving Party may disclose Confidential Information to its officers and employees and attorneys whom Receiving Party retains in connection with the Transaction to the extent necessary for the Purpose.

3. In the event that a third party to whom Confidential Information is disclosed in accordance with the preceding paragraph is not subject to confidentiality obligation by applicable law, Receiving Party shall impose on such third party confidentiality obligations equal to those set forth in this Agreement and ensure full compliance of the same by such third party.

4. Receiving Party shall refrain from reverse engineering or decompiling (including these but not limited to) in connection with the Confidential Information disclosed by Disclosing Party to Receiving Party unless expressly permitted by applicable law.

Article 3 (Restriction on Use)

Receiving Party shall not use Confidential Information disclosed by Disclosing Party except for the Purpose.

Article 4 (Copy)

Without the prior written approval of Disclosing Party, Receiving Party cannot make copies of Confidential Information. Information arising from making the copies above shall constitute Confidential Information.

Article 5 (Accident)

1. With regard to the Confidential Information disclosed by the other party, if there is a possibility of a leak accident or occurrence of a breach, both parties promptly report the fact to the other party after taking immediate measures and handle it shall be consulted.

2. In the case of preceding paragraph, both parties shall promptly recover medium containing the leaked Confidential Information.

(次ページに続く)

3. In the case of the accident described in paragraph 1 of this Article occurs due to a breach of this Agreement by Receiving Party and Disclosing Party receives a claim for damages or other claims from a third party, Disclosing Party can reimburse Receiving Party for the cost of the solution to a reasonable extent.

Article 6 (Destruction or Return)

1. At Disclosing Party's request, Receiving Party shall, regardless of whether this Agreement is effective or has already been terminated, immediately return or dispose of, at its own choice and cost, Confidential Information held by Receiving Party or any third party to whom Receiving Party disclosed Confidential Information.

2. At Disclosing Party's request, Receiving Party shall immediately issue to Disclosing Party a document certifying the performance of Receiving Party's obligation under the preceding paragraph.

3. Confidential Information shall not include "Residual Information". The term "Residual Information" means information that is retained in unaided memory by persons who have had access to the Confidential Information, including ideas, concepts, know-how or techniques contained therein.

Article 7 (No License, No Warranty)

1. Receiving Party will not obtain no intellectually property rights (patents, utility model rights, design rights, trademarks, copyrights, trade secrets and other intellectual property rights) of any kind as to any Confidential Information as a result of a disclosure to it under this Agreement.

2. No representations or warranties of any kind are given by Disclosing Party with respect to the accuracy or completeness of Confidential Information provided.

Article 8 (Collaborative Research)

In case that collaborative research or other is to be conducted based on this Agreement, both parties shall contract a separate "Collaborative Research Agreement" or other necessary agreement.

(次ページに続く)

Article 9 (No Assignment)

Neither party may assign or transfer any right hereunder, delegate or dispose of any obligations hereunder, or assign or transfer its position under this Agreement without the prior written consent of the other party.

Article 10 (Damages)

(以下略)

問10

ア～エを比較して、本契約案の内容説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 本契約の対象となる秘密情報は、書面により開示される情報に限定している。
- イ 秘密情報として開示を受けた後に、受領者の責めに帰し得ない事由により公知となった情報は、秘密情報に含まれない。
- ウ 受領者は、開示者との技術提携に関係する役員や従業員に秘密情報を開示することができるが、顧問弁護士に秘密情報を開示する場合には、開示者の書面による同意が必要である。
- エ 受領者が受領した秘密情報を第三者に開示する場合には、当該第三者との間に、本契約よりも高度の秘密保持義務を課した秘密保持契約を締結しなければならない。

問11

ア～エを比較して、本契約案の内容説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 受領者は、開示された秘密情報を自由に利用することができる。
- イ 受領者は、開示されて管理している秘密情報が、漏えいや漏えいのおそれがある場合には、相当の期間が経過した後に開示者に報告する義務がある。
- ウ 開示者の請求に応じて秘密情報を破棄する場合、受領者は開示者の費用負担で秘密情報の処分をすることができる。
- エ 開示された秘密情報に接した人物のいわゆる残留情報は、秘密情報には含まれない。

問12

本契約案について、X社の開発担当者甲と法務部部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「開示したシステムが逆コンパイルされてソースコードを抽出されるとわが社の優位性が失われるおそれがあります。防ぐことはできませんか。」
乙 「本契約では、リバースエンジニアリングや逆コンパイルを禁止する規定はないので、防ぐことはできません。」
- イ 甲 「開示した情報の破棄をY社に求める場合、エビデンスとして破棄証明の提出を求めることは可能ですか。」
乙 「取引先に対する過度な要求となるおそれがあるので、Y社に破棄証明を求めることは難しいですね。」
- ウ 甲 「プログラムは特許権や著作権の対象となりますが、秘密情報としてY社に開示したプログラムの知的財産権はどうなりますか。」
乙 「本契約では、開示した相手方との共同の権利になると規定しています。」
- エ 甲 「開示した秘密情報を基に、Y社と新たに動画配信システムの共同研究を行う場合には、別途契約を締結する必要がありますか。」
乙 「本契約に基づいて共同研究を行う場合には、別途共同研究契約を締結する旨を規定しています。」

- 6 漫画家マサヒロが著作した漫画「DENEN」は出版社X社より出版され好評を博している。X社は、映像製作会社Y社から漫画「DENEN」のテレビアニメーション化の企画を持ち込まれ、Y社と契約を締結しようとしている。以下は、アニメーション化に係る原作使用許諾契約の契約書案の一部である。問13～問15に答えなさい。

原作使用許諾契約書

株式会社X社（以下、「甲」という。）と株式会社Y社（以下、「乙」という。）は、以下の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約において、各用語の定義は以下に定めるものとする。

(1) 本著作物

マサヒロ（以下、「丙」という。）が著作した著作物「DENEN」をいう。

(2) 本映画

本著作物を原作として乙が製作する下記のテレビアニメーション映画をいう。

記

①題 名：DENEN

②分 数：1話 23分

③話 数：12本

④放送局：TOKYO MAX, ムーンテレビ, BS14

⑤放送開始：202●年10月（予定）

以上

第2条（表明保証）

1. 甲は乙に対し、丙から、第三者に対して本著作物の使用を許諾する権限を有することを保証する。
2. 甲は乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他一切の知的財産権を侵害するものではないことを表明し、保証する。

第3条（使用許諾）

1. 甲は乙に対し、本著作物を使用して本映画を製作し、第1条第2号に定める範囲で利用すること（以下、「一次利用」という。）を許諾する。
2. 甲は乙に対し、本契約に別途定める条件に従い、本映画について、番組販売、自動公衆送信、ビデオグラム化、商品化、海外販売をすること（以下、「二次利用」という。）を許諾する。

第4条（独占）

甲は、本契約締結日より2年間は、乙以外の第三者に本著作物のテレビアニメーション化を許諾しないものとする。

（次ページに続く）

第5条（一次利用の対価）

1. 乙は甲に対し、一次利用の対価（以下、「原作使用料」という。）として、以下の原作使用料を支払う。

金1,200,000円（消費税等別途）

2. 乙は甲に対し、原作使用料を本契約締結日から2週間以内に甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
3. 乙が甲に支払った原作使用料は、甲の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合を除き、乙に一切返還されないものとする。

第6条（制作の開始）

1. 乙は、本映画の脚本の決定稿を、変更可能な時期までに甲に提出するものとし、甲の確認及び書面による承認を得た上で、本映画の制作を開始するものとする。
2. 甲は、前項の規定による決定稿の確認にあたり、合理的な事由がある場合は、当該決定稿の修正を求めることができるものとし、乙は、これに応じるものとする。
3. 乙は、第1項に規定する甲の承認を得られないときは、本映画の制作を開始することができない。
4. 本契約の締結日から6カ月が経過する日までに乙が第1項の承認を得られないときは、本契約は自動的に終了するものとする。この場合、前条第1項の規定により乙が甲に支払った原作使用料は、乙に返還されないものとする。

第7条（二次利用の条件及び対価）

1. 乙は甲に対し、番組販売の利用の対価として、下記の計算式によって算出される金員を支払う。

記

(本映画の番組販売による収入－費用) × 10% (消費税等別)

以上

2. 乙は甲に対し、自動公衆送信の利用の対価として、下記の計算式によって算出される金員を支払う。

記

(本映画の自動公衆送信による収入) × 10% (消費税等別)

以上

(中略)

第8条（クレジット）

乙は、本映画の一次利用及び二次利用にあたり、本著作物の著作者たる丙の名称「マサヒロ」及び本著作物の題号「DENEN」（X社刊）を、それぞれ本映画の原作者及び原作として表示するものとする。

(次ページに続く)

第9条（同一性保持）

1. 乙は、本映画の製作にあたっては、丙の創作的意図及びイメージを尊重し、本著作物の内容、表現又は題号等にみだりに変更を加えてはならない。但し、第6条第1項に規定する甲の承認を得た場合は、この限りでない。
2. 本映画が本著作物のイメージ又は丙の著作権者人格権を著しく損なうと認められるときは、甲又は丙は、本映画の改変を申し立て、又は本映画の利用を差し止める権利を有する。

第10条（広告宣伝等）

1. 甲は乙に対し、本映画を広告し又は宣伝する目的に限り、本著作物を使用して本映画の予告編その他の宣伝材料を製作し、これを使用することを無償で許諾する。但し、乙は、その使用の態様について、予め甲の承諾を得なければならない。
2. 乙は甲に対し、本著作物を広告し又は宣伝する目的に限り、本映画の映像又は画像の一部を、本著作物の表紙、カバー若しくは帯又は宣伝物若しくは広告用媒体に使用することを無償で許諾する。但し、甲は、その使用の態様について、予め乙の承諾を得なければならない。

第11条（譲渡禁止特約）

（略）

第12条（守秘義務）

（略）

第13条（反社会的勢力の排除）

（略）

第14条（契約解除）

（略）

第15条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から5年間とする。

第16条（権利の保全）

（略）

第17条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

第18条（信義則及び合意管轄）

（略）

（以下略）

問13

漫画「DENEN」のX社の担当者丁とX社の法務部部員戊が、本契約書案について会話をしている。ア～エを比較して、戊の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 丁 「漫画家マサヒロがプロットの内容の確認を希望していますが、プロットの段階での内容の確認は可能ですか。」
戊 「この契約書案によれば、『決定稿の確認』となっていますので、わが社や著者に対し、プロットの確認をさせることはY社の義務ではありません。」
- イ 丁 「漫画『DENEN』は、わが社と良好な関係にある映画会社Z社において、国内での実写映画化の話が進行しているのですが、Y社と本契約を締結することにより、国内での実写映画化の原作使用許諾契約がZ社と締結できなくなることはありませんか。」
戊 「テレビアニメーション化の独占許諾ですので、Z社と締結する国内での実写映画化の原作使用許諾契約に抵触しません。」
- ウ 丁 「漫画家マサヒロは、今回のテレビアニメーションについてはリメイクをしてほしくないとのこと。」
戊 「この契約書案によれば、リメイク権は明記されていませんので、リメイク権は許諾に含まれていません。よって、本契約に基づいてリメイクすることはできません。」
- エ 丁 「漫画『DENEN』の次巻の発売のタイミングで、漫画の帯に、宣伝目的で本映画の映像又は画像の一部を使う予定です。」
戊 「この契約書案によれば、無償で漫画の宣伝に使用できる旨の記載がありますので、どのような態様であってもY社の承諾なしで使用することができます。」

問14

Y社の新人プロデューサー己と法務部部員庚が、本契約書案について会話をしている。ア～エを比較して、庚の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 己 「本映画の脚本の決定稿の内容について、最終的な決定権を持って本映画のクリエイティブをコントロールしたいです。」
庚 「第6条を削除してしまえば、自由に脚本を変更でき、本映画のクリエイティブをコントロールできます。」
- イ 己 「仮に漫画『DENEN』が実写映画化され、興行成績が振るわなかった場合は本映画に悪影響を及ぼす可能性があります。よって、実写映画化されることにストップをかけることはできますか。」
庚 「本契約を締結したとしても、X社が実写映画化を第三者に許諾することにストップをかけることはできません。」
- ウ 己 「本契約の有効期間は5年で問題ないですか。」
庚 「5年の有効期間経過後も本映画を利用する必要があるので、本映画の著作権の存続期間が満了する日までと修正しておきましょう。」
- エ 己 「本契約の締結後、本映画の12話目には、漫画家マサヒロが、本映画のために新たに描き下ろす漫画『DENEN』の新エピソードを想定しています。」
庚 「新エピソードが『本著作物』に含まれるか明確ではないので、その旨追記しましょう。」

問15

X社とY社は、この契約書案の内容で契約を締結し、本映画はヒットした。Y社の新人プロデューサー己と法務部部員庚が、本映画について会話をしている。ア～エを比較して、庚の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 己 「本映画のヒットを受け、続編シリーズが企画されています。わが社は続編についての優先権、例えば、本映画の続編を優先的に製作及び利用する権利を主張することはできますか。」
- 庚 「この契約書案にはそのような優先権の記載はないので、続編に関するオプション契約や新たな原作使用許諾契約を早急に締結する必要があります。」
- イ 己 「本映画の予告編を、動画共有サービス上で、宣伝目的・広告収入なし・対価無償という条件でX社の承諾を得て配信していたところ、設定の手違いにより広告収入が発生していました。当該配信が、広告収入あり・対価無償であることについて、X社に改めて確認をする必要はありますか。」
- 庚 「宣伝目的であれば無償使用できる旨契約書に記載がありますので、X社の承諾は不要です。」
- ウ 己 「番組販売の収入があったのですが、原作の二次利用の対価については、費用の控除は可能ですか。」
- 庚 「費用の控除は一切認められません。」
- エ 己 「TOKYO MAX等の放送と並行して、動画配信プラットフォームで配信され収入がありました。」
- 庚 「一次利用ですので、原作使用料の範囲に含まれるため、X社への新たな支払は不要です。」

- 7 X社は、インターネット上で誰でも無償でアクセスできる掲示板サービスAを提供することを検討している。問16～問17に答えなさい。

問16

X社の法務部の担当者甲は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）の内容を確認している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 掲示板サービスA上で、X社が自ら書き込みを行っていた場合、この書き込みについて、X社はプロバイダ責任制限法による損害賠償責任の制限を受けることはできない。
- イ プロバイダ責任制限法による損害賠償責任の制限を受けることができない場合は、直ちに刑事上の責任も問われることになる。
- ウ X社がある時点で情報の送信を防止するための措置を講じていれば、それまでの間に当該情報の流通によって損害が生じていても、X社はその損害について責任を問われることはない。
- エ X社は、著作権者と名乗る乙から、どの書き込みかの特定はないものの、掲示板サービスA上に乙の著作権を侵害する書き込みが存在するため、直ちに書き込みを見つけて削除せよとの書面を受領した。X社は、この書面を受領したことにより、プロバイダ責任制限法による損害賠償責任の制限を受けることができない。

問17

X社の法務部の担当者甲は、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の内容を確認している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア インターネット上の掲示板への書き込みは、著作物に該当することはないので、書き込みを自由に利用することができる。
- イ 掲示板に掲示されている情報を資料として営業活動の一環で社外に配付する行為は、権利者の黙示の許諾があるとは認められない。
- ウ インターネット上での広告は商標の使用にあたらなため、インターネット上の掲示板で反復的かつ継続的にブランド品の販売の申出を行ったとしても、商標権の侵害に該当することはない。
- エ 掲示板への書き込みや画像・動画の投稿は、ハンドルネームなど匿名でなされることが多いため、匿名の書き込みであることを理由に著作物性が否定されやすい。

8 問18～問45に答えなさい。

問18

総合建設業X社の施工管理担当者甲と法務担当者乙は、建築工事の状況を把握するため、映像制作会社Y社にカメラ付きドローンによる撮影業務を委託することについて会話をしている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「カメラ付きのドローンの操縦と撮影は、Y社に依頼する予定です。Y社は多くのプロのドローンカメラマンと専属の業務委託契約を締結しており、プロのドローンカメラマンがドローンカメラで撮影した建築現場の動画や静止画をDVDに収めてY社からわが社に納品してもらう予定です。この場合、著作権については、業務を依頼したわが社に帰属すると考えてよいですか。」
- 乙 「専属の業務委託契約を締結しているということは実質的に雇用とみなされるため、ドローンで撮影した動画や静止画は、職務著作として、Y社に著作権が帰属しています。従って、わが社に著作権を帰属させるためには、わが社とY社との業務委託契約において、撮影した動画や静止画の著作権がわが社に帰属すると定める必要があります。」
- イ 甲 「現在、美術館のリフォーム工事を担当しています。現場をドローンカメラで撮影すると、どうしても美術館の中庭に設置されている現代美術家の美術品の一部が小さく映り込んでしまいます。この場合、現場をドローンカメラで撮影すると著作権侵害となりますか。」
- 乙 「著作権法上の制限規定である『付随対象著作物の利用』により、著作権侵害となる可能性は低いです。」
- ウ 甲 「ドローンカメラで撮影した動画や静止画をわが社の社内の情報共有の目的のためにイントラネットで公開することについて、Y社より使用許諾を受けることを考えています。さらに、施主であるZ社から、建築現場の様子を知りたいので、イントラネットへのZ社のアクセス権を付与してほしいと要望を受けた場合、Z社に利用を許諾する際に留意すべき点はありますか。」
- 乙 「わが社のイントラネットにアクセスしなければドローンカメラで撮影した動画や静止画を見ることができないので、新たに複製物を作成しているわけでも、インターネット上に公開しているわけでもないため、別途Y社の許諾を受ける必要はありません。」

問19

イベント企画制作支援会社X社のイベントプランナー甲と法務担当者乙は、ご当地アイドルやご当地バンドが演奏等する音楽ライブについて検討している。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「観光客を観光地に集めるため、ご当地アイドルやご当地バンドに会場に来てもらって音楽ライブを行う場合、一定の条件を満たせば、利用する楽曲の権利処理は不要ですよね。」
- 乙 「はい、公表された著作物だけでなく未公表の著作物であっても著作権者が公表することについて反対の意思を表示していない場合は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観客から料金を徴収しなければ、楽曲について楽曲の権利者から利用許諾を受けることなく、ご当地アイドルやご当地バンドはライブ演奏等を行うことができます。」
- イ 甲 「音楽ライブに出演することで知名度が上がる可能性があるため、ご当地アイドルやご当地バンドに対しては出演料を支払わない予定でいたのですが、既に知名度の高いご当地アイドルやご当地バンドにも参加をしてもらうためには出演料を支払う必要があります。そこで、知名度に応じて出演料を支払うことを考えていますが、楽曲の利用料支払は必要ですか。」
- 乙 「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観客から料金を徴収しなければ、知名度に応じて出演料を支払っても楽曲の利用料支払は不要です。オンラインイベントの場合は、収支計画の立案においては、出演料分のコストにのみ注意すれば足ります。」
- ウ 甲 「ご当地アイドルやご当地バンドが演奏等する様子を、密な状況にならないように配慮して設けられた観光地の複数の特設会場に向けて、リアルタイムでインターネット配信したいと考えています。何か権利処理をする必要はありますか。」
- 乙 「営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観客から料金を徴収しない複数の特設会場において、同一内容の放送が同時に受信される場合であっても、楽曲の権利者から音楽配信の利用許諾を受ける必要があります。」

問20

2020年に成立した「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第48号）において、インターネット上の海賊版対策の強化が図られることとなった。ア～エを比較して、当該改正に関する説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア インターネット上の掲示板で、サイト運営者が侵害コンテンツへの誘導のためにデザインや表示内容等を作りこんでいる、いわゆるリーチサイトは規制されることとなった。例えば、ストリーミング型のコンテンツで配信される侵害コンテンツへのリンクを多数集約したようなサイトやアプリも規制対象となる。
- イ あるサイトに違法にアップロードされた音楽ファイルを、違法ではなく適法な無料のコンテンツと勘違いしてダウンロードした場合であっても、違法となる。
- ウ 侵害コンテンツのダウンロードが違法となる対象に、音楽、映像以外にも漫画が加わったが、論文は学術目的のものであるので、仮に著作権者の承諾なくアップロードされたものであったとしても、それをダウンロードすることは違法とならない。
- エ 違法にアップロードされた数十ページの漫画のうち、1ページの2/3程度を占める2コマだけをダウンロードした場合でも、違法にアップロードされたものであると認識してダウンロードしていたのであれば、必ず違法となる。

問21

ア～ウを比較して、いわゆる「アクセスコントロール」に関する規制の説明として、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 著作権法上の従来の定義規定では、不正使用防止のための信号がコンテンツとは別途（後から）送信・記録される場合、保護の対象となるか不明確であったが、著作権法の改正によって、この点が含まれることが明確になった。
- イ 不正競争防止法上、不正使用防止のための技術的制限手段の効果を妨げる装置・プログラムなどの提供等を行うことは禁じられているが、例えば業者が出張サービスによりTVチューナーを改造して有料放送の視聴を可能とするようなサービスの提供をする行為自体は、違法とはならない。
- ウ 不正競争防止法上の不正使用防止のための技術的制限手段には、コピーコントロール技術のみならず、アクセスコントロール技術も含まれる。

問22

玩具メーカーX社は、過去に日本の出版社Y社が法人著作として定期連載していた1話完結形式の漫画Aに登場する主人公のキャラクターBの利用を検討している。漫画Aは全100話で終わっており、第1話が発行されたのは70年以上前であり、キャラクターBは第1話から登場している。X社は、キャラクターBについての著作権の存続期間を検討した上で、第50話で描かれたキャラクターBを、そのまま自社の商品に利用しようとしている。ア～エを比較して、著作権の存続期間満了日に関し、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 主人公のキャラクターBが最初に登場した漫画Aの第1話の公表日から起算して計算する必要がある場合がある。
- イ 漫画Aの最終回公表日から起算して計算する必要がある。
- ウ X社が利用予定の第50話の公表日から起算して計算する必要がある場合がある。
- エ X社が利用予定の第50話の公表日又はそれよりも前の第1回～第49回いずれかの公表日から起算して計算する必要がある場合がある。

問23

X社の法務部に所属する甲と乙は、社内勉強会において、裁判例で判断された著作物性について話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「建築の著作物性に関し、裁判例ではどのような判断がなされていますか。」
乙 「グルニエ・ダイン事件（大阪高裁平成16年9月29日判決（平成15年（ネ）第3575号））によれば、一般住宅が著作権法第10条第1項第5号の『建築の著作物』であるといえることができるのは、客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を備えた場合と解するのが相当であると判断されました。」
- イ 甲 「印刷用書体の著作物性に関し、裁判例ではどのような判断がなされていますか。」
乙 「ゴナ書体事件（最高裁平成12年9月7日判決（平成10年（受）第332号））によれば、著作権法第2条第1項第1号は、『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』を著作物と定めるところ、印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であるが、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていることまでは要しないと解するのが相当であると判断されました。」
- ウ 甲 「写真の著作物性に関し、裁判例ではどのような判断がなされていますか。」
乙 「スメルゲット事件（知財高裁平成18年3月29日判決（平成17年（ネ）第10094号））によれば、写真の創作性の存在が肯定される場合でも、その写真における表現の独自性がどの程度のものであるかによって、創作性の程度に高度なものから微少なものまで大きな差異があることはいうまでもないから、著作物の保護の範囲、仕方等は、そうした差異に大きく依存するものというべきであるとして、創作性が微少な場合には、当該写真をそのままコピーして利用したような場合にほぼ限定して複製権侵害を肯定するにとどめるべきものであると判断されました。」
- エ 甲 「応用美術の著作物性に関し、裁判例ではどのような判断がなされていますか。」
乙 「ファッションショー映像事件（知財高裁平成26年8月28日判決（平成25年（ネ）第10068号））によれば、著作権法第2条第1項第1号の定義規定からすれば、実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、上記第2条第1項第1号に含まれることが明らかな『思想又は感情を創作的に表現した（純粋）美術の著作物』と客観的に同一なものとみることができるのであるから、当該部分を上記第2条第1項第1号の美術の著作物として保護すべきであると解すべきであると判断されました。」

問24

X県は、X県出身の著名な芸術家丙が制作し公開した彫刻A及びオブジェBを所有している。X県庁の地域振興課に所属する職員甲と乙は、彫刻A及びオブジェBを地域の活性化に利用する方法について会話している。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、丙は彫刻A及びオブジェBの著作権を自ら有しており、X県を含む第三者に対して各作品の利用許諾を一切行っていないものとする。

甲 「X県庁の前にある広場に彫刻Aを設置して、県民や観光客が本件作品を自由に鑑賞できるようにするのはどうですか。」

乙の発言1 「その場合、丙の展示権は制限されないこととなりますので、彫刻Aの設置について丙の許諾を得る必要があります。」

甲 「オブジェBはX県が運営するX県民公園内に丙が設置したものです。X県民公園にオブジェBがあることを広く知ってもらうためにどのような対応が可能ですか。」

乙の発言2 「例えば、誰でも自由にアクセスできるインターネット上のX県が運営する観光サイトにX県民公園の案内ページを設けて、オブジェBの画像とともにその解説を掲載することが考えられます。この場合、丙の許諾を得る必要はありませんが、通常、オブジェBの名称や丙の作品であることを記載しなければなりません。」

甲 「X県が運営するX県立美術館で丙を含むX県出身の芸術家の作品を集めた美術展を開催したいと思います。その際に丙の了解を得て彫刻Aも展示する予定です。パンフレットやタブレットを用いて入場者が展示品の紹介や解説を受けられるようにしたいと思います。何か注意すべき点はありますか。」

乙の発言3 「入場者に無料で配布するパンフレットのような小冊子に、彫刻Aの紹介や解説のために必要な限度で、彫刻Aの写真を掲載することについては、原則として丙の許諾を得る必要はありません。これに対して、自分のタブレット端末を持参した入場者に、美術展内で彫刻Aの画像とその紹介や解説をタブレットに表示させるようにした場合、原則として丙の許諾を得る必要があります。」

甲 「X県立美術館のホームページに美術展やその展示作品に関する情報を掲載したいと思います。その場合、彫刻Aのサムネイル画像を使用することはできますか。」

乙の発言4 「美術展にどのような作品が展示されているかという情報を提供するために必要な限度で彫刻Aのサムネイル画像をX県立美術館のホームページに掲載する場合には、原則として丙の許諾を得る必要はありません。」

ア 発言1 イ 発言2 ウ 発言3 エ 発言4

問25

ゲーム会社に勤務する甲は、コンテンツ産業に関する論文の執筆をしている。論文の執筆にあたり、専門書や他人の論文などに記載されている内容を自分の論文で引用したいと考えており、その場合に、著作権法上注意しなければならないことについて確認している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 英国で発表されている論文を引用する場合は、日本語に翻訳して利用することはできないので、英語表記のまま記載しなければならない。
- イ 論文の完成後には、たくさんの人に読んでもらいたい。論文に他人の著作物を引用している場合は、当該他人の許諾を得なければ、自分の論文であっても複製して配布することはできない。
- ウ 専門書の奥付に「禁転載」と書かれている場合は、「禁転載」は権利者が著作権法上の引用を認めないという表示であるから、著作権法上の引用の要件を満たしたとしても、引用することはできない。
- エ 他人の著作物を引用する場合は、出所の表示をしなければならず、それを怠ると罰金刑に処される場合がある。

問26

歌手甲とマネージャー乙が、来年の春に発売する音楽CDについて会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「発売される音楽CDがレンタルされたり放送で使用されたりした場合、当該レンタルや放送に係る実演家への対価はどのように支払われますか。」
乙 「実演家が有する報酬請求権は、文化庁長官が指定した指定団体が行使し、当該団体を經由してのみ受け取ることができます。実演家についての指定団体としては、JASRACがあります。」
- イ 甲 「発売する音楽CDが、レンタルCDとして貸し出されないようにすることはできますか。」
乙 「甲さんは、この音楽CDに収録されている楽曲を歌っているので著作権法上の実演家にあたります。実演家には貸与権があるので、音楽CDが貸し出されることをいつでも拒否することができます。」
- ウ 甲 「音楽CDの発売後に、地方のFM局のラジオ番組に出演する予定です。音楽CDから新曲を放送し、その曲についてのトークも予定しています。このラジオ番組は、放送される地方でしか聞けないので、このラジオ番組を丸ごと録音したCDを作成してファンクラブのメンバーに無償で配布したいと思っています。著作権法上、問題はありますか。」
乙 「ラジオの放送には放送事業者の権利が及ぶので、放送されたラジオ番組を複製して配布するためには、放送事業者であるFM局の許諾が必要です。一方、ラジオ番組中で流れた新曲については、一度放送されているので、レコード製作者の許諾は必要ありません。」
- エ 甲 「ものまねタレントの丙が、私の歌い方を真似て私の歌を歌い、動画投稿サイトにアップロードしているそうです。著作権法上、問題はありますか。」
乙 「実演家は録音権と録画権を有していますが、丙が甲さんの歌い方を真似て録音や録画をしても、丙が甲さんの録音権と録画権を侵害しているとはいえません。」

問27

芸能プロダクションX社に所属するシンガーソングライター甲は、2020年1月にレコード会社Y社が主催する野外音楽ライブに出演した。この野外音楽ライブの終了後、甲とX社の法務担当者乙が会話をしている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「この野外音楽ライブは、全国各地の映画館で生中継され、有料で上映されました。映画館に来た観客が、私の歌唱シーンを盗撮し、SNSに無断でアップロードしていた場合、私はこの行為を差し止めることはできますか。」
- 乙 「SNSに無断でアップロードする行為はあなたの実演家の権利を侵害しますので、無断でアップロードする行為を差し止めることができます。」
- イ 甲 「Y社は、この野外音楽ライブを録音したライブ盤CDを2021年秋に発売する予定です。この場合、私の実演に係る著作隣接権の存続期間満了日はいつになりますか。」
- 乙 「そのライブ盤CDの発行が行われた日の属する年の翌年から起算して70年なので、2091年12月31日になります。」
- ウ 甲 「私が作詞作曲し、Y社から発売した楽曲Aを、野外音楽ライブで私がピアノで弾き語りしながら歌っていた時に、ライブに来た観客がスマートフォンを用いて無断で私を撮影していました。この観客がSNSに無断でその映像をアップロードした場合、Y社はこの行為を差し止めることはできますか。」
- 乙 「Y社は、楽曲AについてY社が有するレコード製作者の権利を侵害するものとして、無断でアップロードする行為を差し止めることができます。」

問28

ア～エを比較して、著作権等管理事業法に関する記述として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 個人事業主は、当該法律に基づき著作権等管理事業を行うことはできない。
- イ 使用料規程を改訂する場合、管理事業者は利用者から予め意見を聴取しなければ、改訂の効力を生じない。
- ウ 管理事業者は、過去に許諾した著作物の使用料を支払わなかった利用者から別の著作物の利用許諾を求められた場合、当該利用許諾を拒むことができる。
- エ 使用料規程は文化庁に届け出され、かつ公示されているが、そこに定められた使用料の額について、交渉して減額することは許される。

問29

レコード会社X社は、X社に所属する新人バンドグループYの楽曲の配信を計画している。ア～エを比較して、X社の担当プロデューサー甲と管理部マネージャー乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「バンドメンバーに、アーティスト印税（歌唱や演奏に対する印税）を支払う際は源泉税が控除されることを伝えようと思います。源泉税率はどうなりますか。」
乙 「日本居住者である各バンドメンバーへのアーティスト印税としての報酬に対する源泉税率は、支払金額の大小にかかわらず一律10.21%です。」
- イ 甲 「アーティスト本人が確定申告をしている場合でも、アーティスト印税を支払う際に源泉税を控除する必要がありますか。」
乙 「アーティスト本人が確定申告をしていたとしても、源泉徴収義務者はX社なので、源泉税は必ず控除する必要があります。」
- ウ 甲 「バンドメンバーの1人には、デビュー前に生活費としてお金を貸していたので、初回のアーティスト印税を貸付金の返済と相殺しようと考えています。この場合、貸付金と源泉税の関係はどうなりますか。」
乙 「貸付金と相殺し実際に現金の支払がない場合であっても、源泉税の徴収は必要なので、源泉税控除後の金額が貸付金から相殺されることとなります。」
- エ 甲 「バンドメンバーの1人は韓国に居住しています。この場合のアーティスト印税に対しても日本居住者と同じ源泉税率が適用されますか。」
乙 「国内法においては日本の非居住者に対するアーティスト印税の源泉税率は20.42%になりますが、日韓租税条約に基づき租税条約に関する届出書を提出することによって、源泉税率は10%に減免されます。」

問30

映画配給会社X社は、映画製作会社Y社の第三者割当増資に応じるため、企業価値評価を行い、増資に応じる金額及び取得株式数に関する交渉を行っている。Y社の企業価値評価に関して、X社の経営企画部の部長甲と財務部の部長乙が会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「Y社はディスカウントキャッシュフロー法（DCF法）を使って企業価値を算出しています。企業価値が高過ぎないですか。」
- 乙 「インカムアプローチのうち代表的な手法であるDCF法では、Y社が想定したキャッシュフロー予測に基づいて算定しているので、Y社の経営者の主観がかなり反映されていると思います。」
- イ 甲 「客観性を重視する場合は、Y社の決算書の純資産を根拠にする方法がよいのですよね。注意点はありますか。」
- 乙 「ネットアセットアプローチは貸借対照表上の純資産を基に評価する方法です。貸借対照表に計上されている上場株式や土地等の時価が簿価と乖離している場合であっても、簿価を基礎として評価することがY社の適正な時価を反映するといえるため、純資産の数値に調整を加えるべきではありません。」
- ウ 甲 「法人税法上の評価方法で算定したらかなり少額になりました。この金額で決定してよいのですよね。」
- 乙 「法人税法上の評価方法は、親族間の取引のように取引価額が主観的に決定される場合に、課税上の弊害を避けるために規定されているもので、今回のように純然たる第三者間における増資交渉においてはこの金額が絶対とはいえません。」
- エ 甲 「客観性を重視した上で業界の収益性も反映するような評価方法はありますか。」
- 乙 「それなら財務数値をもとに算定するマルチプル法がよいと思います。これはマーケットアプローチのうちの1つで、上場している同業他社の評価倍率に評価対象会社の純利益等に乗じて算定するものです。」

問31

イベントプロデュース会社であるX社は、アーティスト丙の地方創生のコンサートイベントの開催を検討しており、イベントの録画と配信をするY社や、所属アーティストを出演させるマネジメント会社Z社も協力を検討している。X社のプロデューサー甲と法務担当者乙が、資金調達手法について会話している。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「Y社やZ社は、イベントの資金を貸してくれるようです。」
- 乙の発言1 「借入という形をとればイベントが大成功しても借入元本と利息の支払義務のみを負えばよいので、大きな利益を計上することができます。でも大失敗した場合でも返済額は変わらないので、多額に借入することは避ける必要がありますよ。」
- 甲 「Y社やZ社は、イベントが大成功する可能性が感じられる場合には、イベントに出資することも検討しているようです。」
- 乙の発言2 「出資の受け皿として民法上の組合であるイベント製作委員会を組成すれば、その出資比率分の売上はY社やZ社に分配することができます。もちろんイベントが失敗した場合には出資した金額は回収できない可能性もありますが、出資額以上に責任を負うことはありません。」
- 甲 「イベントの開催規模を大きくしたいので、イベント事業に参加するY社やZ社だけでなく、事業には参加しない純粋投資家W社にもイベント製作委員会への出資をお願いしようと思っています。」
- 乙の発言3 「製作委員会へ純粋投資家からの出資を受ける場合には、金融商品取引法の規制を受けることになります。X社が第二種金融商品取引業者の登録をすれば、純粋投資家の募集も可能となります。」
- 甲 「X社が今から第二種金融商品取引業者として登録をすることは現実的ではないので、何か別の方法はありますか。」
- 乙の発言4 「イベント製作委員会を組成するのではなく、イベント開催を目的とした株式会社を設立し、Y社、Z社、及びW社も株主として出資するという形をとれば、株式会社としてイベントを実施することは可能です。ただ、株式会社の損益は出資者へパススルーされないので、イベントの損益を各出資者の損益と合算することはできなくなります。」

ア 発言1 イ 発言2 ウ 発言3 エ 発言4

問32

オンラインゲーム運営会社X社は、2021年9月1日にオンラインゲームAのサービスを開始するため、オンラインゲームAについて利用規約を作成しようとしている。ア～エを比較して、X社が定めた利用規約に関する記述として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア X社とオンラインゲームAのユーザーとの間の利用規約は、民法が定める定型約款に該当する可能性が高い。
- イ 定型約款の個別の条項についてX社とユーザーの合意があったとみなされるのは、X社とユーザーの間で定型約款を契約の内容とする旨の合意がなされた場合又はX社が予めその定型約款を契約の内容とする旨をユーザーに表示していた場合である。
- ウ X社が定めた利用規約にユーザーにとって重大な不利益のある条項が存在していた場合、当該条項は、民法上の定型約款に関する規定により合意しなかったものとみなされる可能性があるが、消費者契約法第10条により無効となる可能性もある。
- エ 利用規約が定型約款に該当し、その個別の条項について両当事者で合意したものとみなされた場合、X社がユーザーの同意を得ずに利用規約の内容を変更することはできない。

問33

ア～エを比較して、請負契約と委任契約に関する記述として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 請負契約の成立には、請負人が仕事の完成義務を負うことが必須の要件となる。
- イ 委任契約は、受任者が善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う契約であるから、受任者による委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うとすることはできず、このような契約が締結された場合は請負契約と解釈されることになる。
- ウ 仕事の目的物の引渡しを要する請負契約の報酬の支払時期は、特約がない限り、その目的物の引渡しと同時である。
- エ 委任契約における受任者は、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

問34

ゲーム機器の製作会社X社の法務部の部長甲は、部員の乙と、X社が、ゲーム機器の販売会社Y社との間で、X社を売主、Y社を買主として締結したゲーム機器の売買契約の契約書について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「契約書には損害賠償額の予定に関する条項がありません。Y社が代金支払日に代金を支払わなかった場合であっても、わが社が損害の証明をできない場合には、Y社に対し債務不履行に基づく損害賠償請求をすることはできないのですか。」
乙 「いいえ。できます。金銭債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定まります。この場合は損害の証明は不要です。」
- イ 甲 「契約書には不可抗力で債務の履行ができなかった場合に関する条項がありません。Y社の代金不払いが不可抗力によるものであったとしても、代金不払いを理由とする債務不履行に基づく損害賠償請求をすることはできますか。」
乙 「Y社に故意又は過失がない場合は、債務不履行に基づく損害賠償請求はできません。そのため、Y社の代金不払いが不可抗力によるものである場合には、わが社は損害賠償請求をすることができません。」
- ウ 甲 「契約書には解除に関する条項がありません。Y社が、わが社の責に帰すべき事由がないのに代金支払日に代金を支払わず、支払うつもりがあるのかも不明な場合、わが社は売買契約を解除することができますか。」
乙 「Y社に対し相当の期間を定めて催告をした上で履行がなければ、解除することができます。」
- エ 甲 「Y社が代金支払日に代金を支払わないことを理由としてする解除は、不払いについてY社の故意や過失がなくてもできますか。」
乙 「はい。Y社に故意や過失がなくても解除することができます。」

問35

X社の法務部の部長甲は、部員乙と、訴訟手続について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「民事訴訟において、当事者間で争いのない事実の有無については、裁判所は証拠に基づいて判断するのですか。」

乙の発言1 「いいえ、当事者間で争いのない事実そのまま判決の基礎にしなければならないので、裁判所は証拠を取り調べる必要はありません。」

甲 「著作権侵害訴訟において、原告は、侵害立証や損害額計算のために必要な書類を書類の所持者に提出させることはできますか。」

乙の発言2 「裁判所は、原告からの申立てに基づき、提出命令を発することができるかとされていますので、裁判所が認めれば、提出させることができます。」

甲 「その書類が、侵害立証や損害額計算のために必要なものであるということは、どのように判断されるのですか。」

乙の発言3 「裁判所は、書類の所持者にその書類を提示させて、裁判所のみが見ることにより、証拠とすることの必要性を判断します。」

甲 「書類の所持者は、書類の提示を拒否することはできるのですか。」

乙の発言4 「営業秘密に該当するなど、正当な理由がある場合には拒否できます。正当な理由の有無の判断において、専門的な知見が必要な場合には、裁判所は、大学教授などの専門委員に書類を開示して意見を求めることができますが、当事者や訴訟代理人には開示して意見を求めることはできません。」

ア 発言1 イ 発言2 ウ 発言3 エ 発言4

問36

X社の営業部の部員甲は、取引先と締結しようとしている契約について、法務部の部員乙と会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「著作権のライセンスを受ける契約を検討しています。この場合、書面は作成しなくてもよいですか。」

乙の発言1 「民法上は、一般に契約は当事者の意思の合致によって成立するので、契約の成立において契約書の作成は必須ではなく、著作権法も、契約書の作成をライセンス契約の要件とする規定は置いていません。」

甲 「契約書を作成する場合、契約書に押印は必要ですか。」

乙の発言2 「契約の争いは、最終的には訴訟で決することになりますが、契約書はその重要な証拠となります。そして、作成者の押印があれば、その契約書が真正に成立したものと推定されます。よって、押印はある方が望ましいです。」

甲 「契約書に押印するハンコは、どのようなものでもよいのですか。」

乙の発言3 「どのようなハンコでもよく、本人の印鑑であることが立証できれば、本人の意思で押印したものとみなされます。実印であれば、本人の印鑑であることが容易に立証できますが、認印やいわゆる角印だと、争いになったときの立証に問題が生じる可能性があります。」

甲 「なるほど。本人の押印があるのならば、何の問題もないのですか。」

乙の発言4 「押印をめぐる民事訴訟法の議論は、文書の成立の真正に関するものであり、文書に記載されている法律行為の効力とは別問題ですが、成立の真正が認められれば、記載内容の効力も認められやすいといえます。」

ア 発言1 イ 発言2 ウ 発言3 エ 発言4

問37

ア～エを比較して、文書の成立の真正に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

ア 一方の当事者が、文書が真正であることを知りながら、真実に反して文書の成立の真正を争ったとしても、成立の真正の認定は裁判官が行うものであるため、訴訟上のペナルティを受けることはない。

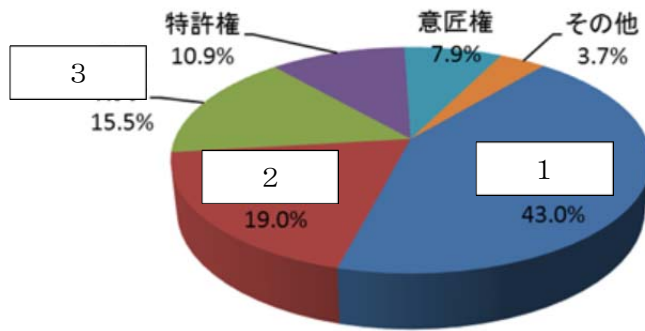
イ 契約書作成過程の交渉を、メールで行い、それらを保存することは、文書の成立の真正を立証することに役立つ。

ウ 担当者に加え法務部の部長や取締役等の決裁権者をメール宛先に含んでメール送信することは、文書の成立の真正を立証することに役立つ。

エ いわゆるクラウド型電子署名を利用すれば、作成者による押印と同様に、電子文書の真正な成立が認められる場合がある。

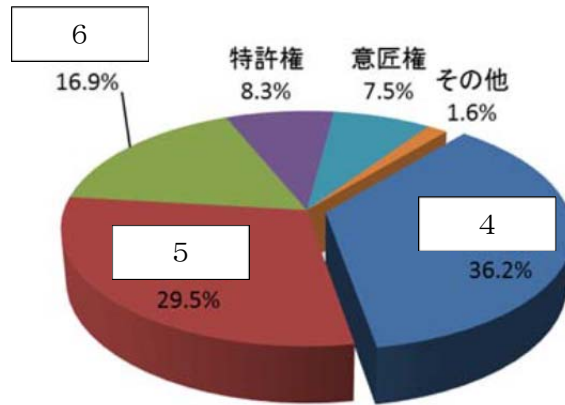
問38

図1は、政府模倣品・海賊版対策総合窓口が2004年～2019年に受け付けた相談案件2845件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなもの2735件につき、知的財産権・関連法令別の相談案件の割合を示したものである。図2は、2019年に受け付けた相談案件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなもの254件につき、知的財産権・関連法令別の相談案件の割合を示したものである。これらの図を見ながら、X社の法務部の甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。（出典：「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」，政府模倣品・海賊版対策総合窓口，2020年6月。なお，出題のため一部変更している。）



【2004年～2019年 累計2735件】

図1 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合（2004年～2019年の累計）



【2019年 計254件】

図2 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合（2019年）

- ア 甲 「図1の 2 と図2の 5 に入る知的財産権・関連法令は何ですか。」
乙 「いずれも著作権ですね。」
- イ 甲 「インターネット関連ではどのような事案がありますか。」
乙 「従来のインターネット上のショッピングモール等での単なる模倣品流通に加え、模倣品売買に関する売主と買主のやり取りをSNS等で行う、又は、SNSの書き込みや不正な広告から誘導し、実際の販売行為はフリーマーケットサイトなどで行う、といった事案もありますね。」
- ウ 甲 「フリーマーケットサイト関連ではどのような事案がありますか。」
乙 「有名キャラクター等を用いたハンドメイド商品が販売される事案が多発していましたが、フリーマーケット事業者等と連携することにより、現在では削除も追いつき、そのような事案は全くみられなくなりましたね。」
- エ 甲 「著作権に関してはどのような相談がありますか。」
乙 「違法アップロードに関連する情報提供が多くありますね。著作権侵害が権利者にとって深刻な状況となっていますね。」

問39

X社の法務部の甲と乙は、税関における取締り等について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「輸入する前に、サンプルを税関に提示して、知的財産侵害物品かどうかを判断してもらうことはできますか。」
乙 「輸入申告された現物に対して認定手続きを行い、権利者と輸入者双方の意見・証拠に基づき侵害物品の認定が判断されるため、事前に侵害物品かどうかを判断してもらうことはできません。」
- イ 甲 「輸入した者が、輸入した物品が偽物だと知らなかった場合、税関で知的財産の取締りの対象とはならないのですか。」
乙 「偽物だと知らなかった場合は、取締りの対象とはなりません。」
- ウ 甲 「輸入差止めの申立ての有効期間はどのくらいですか。また、当該期間を更新することはできますか。」
乙 「差止めの申立ての有効期間は、最長4年間で、申立人の希望する期間を設定することができます。但し、申立ての対象権利が4年以内に満了する場合は、その権利の存続期間の最終日までとなります。また、申立ての有効期間を更新することはできます。」
- エ 甲 「輸入差止めの申立てに係る物品について権利を共有している場合、権利者全員で輸入差止めの申立てを行わなければならないのですか。」
乙 「単独で差止めの申立てを行うことができます。」

問40

日本のソフトウェア制作会社X社は、上海にある中国企業Y社に委託してソフトウェアを製作することを計画している。中国における当該ソフトウェアの保護等について、X社の役員甲と法務部の部員乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、香港、マカオ、台湾における取扱は考慮しなくてよい。

- ア 甲 「ソフトウェアを保護できる知的財産権としてはどのようなものが考えられますか。」
乙 「ソフトウェアのプログラム自体が著作権で保護されます。また、ソフトウェアを、装置に関する請求項の構成部分とすること等により特許権で保護を受けることも可能です。さらに、ソフトウェアの商品名について商標権で保護を受けることも考えられます。」
- イ 甲 「海賊版ソフトウェアに対する権利行使について何か対策は考えられますか。」
乙 「ソフトウェアの著作権は登録が可能であるため、スムーズな権利行使のためには著作権の登録をしておくことも1つの方策です。」
- ウ 甲 「製作したソフトウェアの著作権をX社に単独で帰属させることはできますか。」
乙 「基本的に可能ですが、著作者人格権の不行使等を契約に盛り込む等、著作者人格権に対する配慮が必要です。」
- エ 甲 「当該ソフトウェアの製作にあたりY社と契約を結ばなかった場合、製作したソフトウェアの著作権はX社とY社のどちらに帰属しますか。」
乙 「契約で明確に規定しなかった場合には、製作したソフトウェアの著作権は委託者であるX社に帰属することになります。」

問41

日本の出版社X社は、書籍Aを中国で発行することを検討している。ア～エを比較して、X社の法務担当者の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、香港、マカオ、台湾における取扱は考慮しなくてよい。

- ア 中国で書籍Aの著作権が侵害された場合には、民事訴訟、刑事訴訟に加え、行政機関による救済を求めることができる。もっとも、侵害行為の態様によっては民事責任の追及のみが可能な場合もある。
- イ 中国では二次的著作物にあたる概念が存在しないため、現地で翻訳等のローカライズを行う場合に、著作物の帰属について明確に定めておく必要はない。
- ウ 中国でも著作権については何ら登録を経ずに権利が発生する無方式主義がとられている。
- エ 出版社の設立や個々の出版に関し規定する出版管理条例には、出版する書籍に「中国の統一、主権及び領土の完全性に危害を及ぼす」内容等を含んではならないことが規定されている。

問42

日本企業の映像制作会社X社は、今後米国への進出を検討している。そこでX社では、この海外進出プロジェクトに関し、米国著作権法における職務著作物について調査をしている。ア～エを比較して、法務部の部長甲と渉外事業担当部員乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、米国著作権法とは、連邦法を指し、米国各州法を指すものではない。

- ア 甲 「米国でも職務著作物という考えが認められていると思いますが、これは判例法上の考えにより認められているのですか、それとも、米国著作権法において認められているのですか。」
乙 「職務著作物については、米国著作権法において定義が規定されており、職務著作物の著作権の帰属についても規定されています。」
- イ 甲 「職務著作物の著作者については、どのように考えられていますか。」
乙 「職務著作物の著作者については、米国著作権法においては、日本と異なり、使用者など著作物を作成させる者ではなく、著作物を現実を作成した者とされています。」
- ウ 甲 「職務著作物の著作権の帰属については、どのように考えられていますか。」
乙 「当事者が署名した書面による別段の明示的な合意がない限り、使用者など著作物を作成させる者が著作権者とされています。」
- エ 甲 「米国の事業展開においては、外注をすることも考えています。外注した著作物については、職務著作物と考えることはできますか。」
乙 「米国著作権法においては、外注の場合であっても、一定の場合、職務著作物となると規定されています。」

問43

コンテンツ制作会社X社の法務部の部員甲は、同僚乙から米国著作権法の特徴について質問を受けた。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、米国著作権法とは、連邦法を指し、米国各州法を指すものではない。

- ア 「米国は判例法の国といわれますが、著作権については米国著作権法が制定されています。また、アメリカ合衆国憲法においても、連邦議会の立法権限として、著作者の保護に関する記載があります。」
- イ 「著作権表示として©マークをよく見かけますが、現在の米国著作権法の下では、著作物の保護要件ではなくなっています。」
- ウ 「著作権の保護を受けるためには、日本と異なり、固定性（fixation）の要件を満たすことが必要となっています。このため、生放送番組を送信するような場合などは、送信と同時に録画をしても、固定性の要件を満たさないため、保護されないこととなります。」
- エ 「著作権の移転については、法の作用により移転する場合を除き、書面によってなされ、かつ、移転する権利の保有者又は当該保有者から適法に授権された代理人による署名がなければ効力を生じないとされています。」

問44

X社の法務部に所属する甲と乙は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に関して会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「ベルヌ条約では、保護を受ける著作物に関し、どのような特徴がありますか。」
乙 「保護を受ける著作物として、コンピュータ・プログラムが例示されています。」
- イ 甲 「ベルヌ条約では、立法上、行政上及び司法上の公文書に与えられる保護については、どのように規定されていますか。」
乙 「それらの公文書については、権利の目的とならないと規定されています。」
- ウ 甲 「ベルヌ条約では、著作権を享有するための要件に関し、どのような特徴がありますか。」
乙 「著作権の享有には、登録、作品の納入、著作権の表示等のいかなる方式も必要としな
い、いわゆる無方式主義が採用されています。」
- エ 甲 「ベルヌ条約では、著作権の保護期間についてどのように規定されていますか。」
乙 「原則として、著作者の生存の間及びその死後70年とされています。」

問45

ア～エを比較して、フランスの著作権法（知的財産権法第1部）に関するX社の法務部の部員甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「いわゆる応用美術も、純粋美術と平等に保護されます。」
- イ 「季節毎に変わる衣類品や装飾品は保護されません。」
- ウ 「米国と同様に、著作権の存続期間は、原則として著作者の生存中及びその死後95年です。」
- エ 「日本と同様に、ベルヌ条約に規定される追及権は導入されていません。」

【第39回知的財産管理技能検定】

【1級学科】

番号 正解

問1 ウ

問2 エ

問3 イ

問4 ア

問5 イ

問6 ア

問7 エ

問8 ウ

問9 ウ

問10 イ

問11 エ

問12 エ

問13 エ

問14 ア

問15 ア

問16 ア

問17 イ

問18 イ

問19 ウ

問20 ア

問21 イ

問22 イ

問23 イ

問24 ウ

問25 エ

問26 エ

問27 ア

問28 イ

問29 ア

問30 イ

問31 イ

問32 エ

問33 イ

問34 イ

問35 エ

問36 ウ

問37 ア

問38 ウ

問39 イ

問40 エ

問41 イ

問42 イ

問43 ウ

問44 ウ

問45 ア